

# Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

June 2006

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界148カ国に13万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約350人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約80名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパース  
金融部**

〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話：03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2006 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity. \*connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.

## 欠損等法人を利用した 租税回避行為の防止規定の創設について

平成18年度税制改正において、欠損等法人を買収しその欠損金や含み損を利用して課税所得の圧縮を図る租税回避行為に対する防止規定が創設されました。本稿では、当該租税回避行為防止規定に関する概要をご紹介します。

## 1. 概要

欠損等法人が特定の株主等によりその発行済株式総数の過半数を直接・間接に取得された場合において、その取得された日(以下、「支配日」)から5年以内に事業内容に著しい変化を生じる一定の事由が生じた場合には、青色欠損金の繰越控除の適用と資産譲渡等損失額の損金算入が制限されることとなりました。

## 2. 欠損等法人とは

欠損等法人とは、支配日の属する事業年度において、その事業年度より前に生じた未使用の青色欠損金または含み損のある一定の資産を有する法人をいいます。

## 3. 事業内容に著しい変化を生じる一定の事由とは

事業内容に著しい変化を生じる一定の事由とは、欠損等法人に次のような事由が生じた場合をいいます。

- (1) 休業中であった欠損等法人が、支配日以後に事業を開始すること
- (2) 旧事業のすべてを支配日以降廃止し、又は廃止見込がある場合に、旧事業の事業規模のおおむね5倍を超える事業資金を受入れること
- (3) 欠損等法人等と特定支配関係を有することとなった者、またはその関連者が欠損等法人に対する一定の債権を取得している場合に、旧事業の支配日直前の事業規模のおおむね5倍を超える事業資金を受入れること
- (4) (1)、(2)または(3)の場合において、欠損等法人が自己を被合併法人又は分割法人とする適格合併又は合併類似の適格分割型分割を行うこと
- (5) 支配の移転に基因して、欠損等法人の支配日前の役員(一定のものに限る)のすべてが退任し、かつ、旧事業の使用人のおおむね20%以上が退職した場合で、支配日前の使用人が従事しない事業の規模が旧事業の支配日直前の事業規模のおおむね5倍を超えることとなること

## 4. 制限の対象となる欠損金等の範囲

### (1) 青色欠損金の繰越控除の不適用

上記3.に掲げる適用事由が生じた日の属する事業年度(以下、「適用事業年度」)以後の各事業年度において、その適用事業年度前の各事業年度に発生した青色欠損金が繰越控除できないこととなりました。

この規定は、平成18年4月1日以降に支配関係が生じることとなる場合における、適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金について適用されます。

### (2) 資産譲渡等損失額の損金不算入

欠損等法人が支配日において有する含み損のある一定の資産について、適用事業年度開始日から3年を経過する日(または支配日から5年を経過する日のいずれか早い日)までの期間に当該資産の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却等により損失が生じた場合には、当該損失の額について損金算入できないこととなりました。

この規定は、原則として欠損等法人の平成18年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター シニア・マネージャー マネージャー	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	清宮陽二	03-5251-2303	yoji.kiyomiya@jp.pwc.com